

都立公園ドッグラン利用登録 Q&A

【目次】

Q 1	利用登録制度とは？	P1
Q 2	利用登録に必要なものは？	
Q 3	鑑札と狂犬病予防注射済票を見ないと登録できないの？	
Q 4	鑑札を紛失した場合は？	
Q 5	狂犬病予防注射を受ける時期は決まっているの？	P2
Q 6	狂犬病予防注射を4月から6月に受けない場合、ドッグラン登録は？	
Q 7	狂犬病予防注射は1年に一度打てばいいと聞いたけど？	
Q 8	動物病院等で狂犬病予防注射を受けた場合	
Q 9	混合ワクチンを受けているけど・・・	
Q10	利用登録の有効期間は？	P3
Q11	利用登録証を掲出するのは何故？	
Q12	利用登録の更新手続きはいつするの？	
Q13	狂犬病予防注射猶予証明では登録できますか？	
Q14	輸入検疫証明書では登録できますか？	
Q15	鑑札と獣医師の狂犬病予防注射証明を持参した場合	P4
Q16	当該年度の注射済票があって鑑札原本を忘れた場合	
Q17	登録証を忘れた場合	
Q18	登録証を紛失した場合	
Q19	愛犬手帳、愛犬のしおり	



Q1 利用登録制度とは？

ドッグラン利用者が公園管理所（サービスセンター）等に住所、氏名及び犬の種類、名前等を登録し、畜犬登録（鑑札）と狂犬病予防注射済票を確認する制度です。

公園管理所では利用登録後、利用登録証を発行します。

Q2 利用登録に必要なものは？

利用登録には、市区町村長が発行する鑑札と狂犬病予防注射済票（プレート状のもの）の原本が必要です。職員が確認して、鑑札番号と狂犬病予防注射済票番号を記録します。

鑑札見本



狂犬病予防注射済票見本



※平成23年度は赤色のプレートです。
年度で赤→青→黄と変わります。

Q3 鑑札と狂犬病予防注射済票がないと登録できないの？

狂犬病予防法は、犬の所有者は鑑札と狂犬病予防注射済票を「犬に着けておかななくてはならない」と規定しています。都立公園ドッグランでは、鑑札と狂犬病予防注射済票の原本を確認してから、登録受付します。

Q4 鑑札を紛失した場合は？

鑑札を紛失した場合は、市区町村長の登録窓口で再発行してもらえます。狂犬病予防注射済票とともに鑑札を犬に着けておくことは犬の飼い主の義務ですから、紛失された方は再発行を受けてから利用登録手続きをお願いします。

- ①犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に、市町村長に登録申請をし、鑑札の交付を受ける（狂犬病予防法第四条1項・2項）
- ②犬の所有者は、上記**鑑札を犬に着けておかなければならない**。（同第3項）
- ③犬の所有者は、狂犬病の予防注射を年1回受けさせ、注射済票の交付を受ける（狂犬病予防法第五条1項・2項）
- ④犬の所有者は、上記**注射済票を犬に着けておかなければならない**。（同第3項）

直罰規定：狂犬病予防法の罰則規定は、指導や警告なく処罰される直罰規定であるため、権限を付与された者しか注意できないものではありません。鑑札と狂犬病予防注射済票を持たない飼い主には、公園管理者や一般の方でも注意できるものです。

Q5 狂犬病予防注射を受ける時期は決まっているの？

狂犬病予防法は、狂犬病予防注射を毎年、4月から6月までに受けることを規定しています。また、3月2日以降に狂犬病予防注射を受けた場合は、翌年度の狂犬病予防注射済票が発行されることになっています。

- ①生後91日以上の子犬の所有者は、狂犬病予防注射を4月1日から6月30日までの間に一回受けさせなければならない。ただし、3月2日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。(狂犬病予防法施行規則第11条1項)
- ②毎年三月二日から同月三十一日までの間に実施する狂犬病予防注射について、第二項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、翌年度のものとする。(狂犬病予防法施行規則第12条5項)

Q6 狂犬病予防注射を4月から6月に受けない場合、ドッグラン登録は？

当該年度の狂犬病予防注射済票原本の確認が登録（更新）の要件ですから、狂犬病予防注射を受けるまでドッグラン利用登録（更新）は、出来ません。

Q7 狂犬病予防注射は1年に一度打てばいいと聞いたけど？

「獣医師が狂犬病予防注射を1年に一度打てばいいと言った」というご意見を複数の方からお聞きします。狂犬病予防法第5条は毎年1回と規定し、施行規則第11条で4月から6月までと定めています。

法律を遵守していない動物病院があれば、東京都福祉保健局へ情報提供をする等、所管部署からは是正指導をしていただくこととなります。

Q8 動物病院等で狂犬病予防注射を受けた場合

狂犬病予防注射済票は、鑑札とともに市区町村長が発行するものです。動物病院等で狂犬病予防注射を受けた場合は、「狂犬病予防注射証明」等を市区町村に提出して狂犬病予防注射済票を発行してもらいます。

なお、狂犬病予防法は4月から新年度の狂犬病予防注射を受ける規定のため、**市区町村長では4月1日以降、前年度の狂犬病予防注射済票は発行されません**。動物病院等で注射を受けた場合は、3月31日までに狂犬病予防注射済票の発行を受ける必要があります。

Q9 混合ワクチンを受けているけど・・・

安全・安心なドッグランの根拠は、狂犬病予防法に基づく鑑札と狂犬病予防注射済票の確認です。

ワクチンの接種は任意であり、登録要件に該当しません。



Q10 利用登録の有効期間は？

都立公園ドッグランでは、年度ごとに狂犬病予防注射済票を確認のうえで利用登録を更新します。利用登録の有効期間は、原則として登録した翌年度6月末までとなります。

代々木公園ドッグランは例外で、登録者が多く更新手続きの集中によるご迷惑を避けるため、9月末まで有効としています。

Q11 利用登録証を掲出するのは何故？

ドッグラン利用時は、利用登録証が見えるように掲出してください。登録証が見えることで、ドッグランで遊ぶ犬がきちんと畜犬登録され、狂犬病予防注射を適正に打っていることがお互いにひと目で分かります。

安全・安心なドッグランのため、利用登録証の掲出をお願いしています。

Q12 利用登録の更新手続きはいつするの？

Q5にあるように3月2日から翌年度の狂犬病予防注射済票が発行されます。（注射を受ける時期は、原則4月1日から6月30日まで）

ドッグラン利用登録の更新は、3月2日以降、新年度の狂犬病予防注射済票を確認して行ないます。代々木公園は、Q10にあるとおり9月末まで更新手続きを行います。



Q13 狂犬病予防注射猶予証明では登録できますか？

東京都福祉保健局に確認したところ、「狂犬病予防注射猶予証明」とは、妊娠・病気等何らかの理由で狂犬病予防注射を打てないと判断されたとき、獣医師が猶予期間を限定して発行するもので、注射を打たなくても飼い主が狂犬病予防法違反でないことを証明するものです。

飼い主は、この猶予証明を市区町村長に届け出る必要があり、市区町村長では台帳に猶予期間を記載して管理することになります。

猶予期間の間、狂犬病予防ワクチンの免疫は効果が下がっていきます。狂犬病予防法上の安全が担保されるまで、新規の登録は不可としています。すでに利用登録した愛犬が猶予証明を発行された場合、原則として猶予期間中は更新手続きを行いません。

Q14 輸入検疫証明書では登録できますか？

輸入検疫証明書とは、海外から犬や猫を輸入する際に狂犬病とレプトスピラ病（犬に限る）の検査、マイクロチップによる固体識別や輸出国での180日の待機などを輸出国政府機関が証明し、日本到着時の輸入検査で問題ない場合に、農林水産省が発行する

書面です。

輸入後、畜犬登録をして鑑札の発行を受け、狂犬病予防注射の有効期限が年度末まであれば注射済票も発行されます。この場合、狂犬病予防注射の有効期限内であれば仮登録を可とします。

☆ 利用登録の特例事例等を掲載します。

Q15 鑑札と獣医師の狂犬病予防注射証明（当該年度）を持参した場合

鑑札と狂犬病予防注射済票を「犬に着けておくこと」を確認することがドッグランの登録要件であることを説明し、市区町村長から注射済票の発行を受けることを前提に、当日限り有効の仮登録証を発行します。次回ご利用時まで注射済票原本を確認して、済票番号を記録して登録証を発行します。

鑑札がない場合は、利用登録はできません。

Q16 当該年度の注射済票があつて、鑑札原本を忘れた場合

当日限り有効の仮登録証を発行します。次回、鑑札と注射済票を確認して、利用登録します。

Q17 登録証を忘れた場合

管理所等で当該年度の登録者であることを確認後、本人確認のうえで当日限り有効の仮登録証を発行します。原則一回限りの発行とします。

Q18 登録証を紛失した場合

管理所等で当該年度の登録が確認できれば、本人確認のうえで登録証を再発行します。

Q19 愛犬手帳、愛犬のしおり

市区町村が発行した「愛犬手帳」、「愛犬のしおり」、「狂犬病予防注射集団接種の案内」等で鑑札がなくても鑑札番号が確認できる場合があります。

鑑札を犬に着けておく義務を確認することを前提に、仮登録可とします。次回ご利用時に鑑札原本を確認して利用登録します。

